

熊本市をみんなで築いていくためのルール

熊本市自治基本条例



熊本市市民協働課

平成25年12月25日



それでは、熊本市自治基本条例の構成や主な条文などについて、ご説明いたします。

(1) 自治基本条例とは？

市民、議会、行政の三者が、
それぞれの果たすべき役割や
市政・まちづくりを行うための
ルール、制度

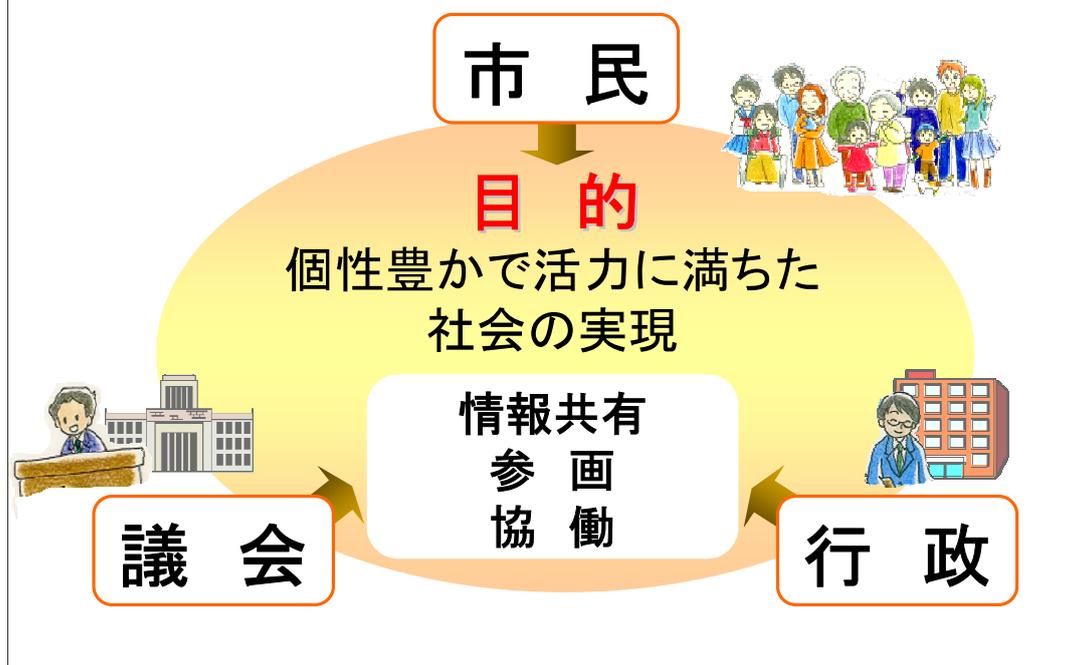
平成15年から検討され、平成22
年4月から施行されました！



自治基本条例とは、自治体の構成員である市民・議会・行政の三者が、それぞれの果たすべき役割や市政・まちづくりを行うためのルールや制度を規定したものです。

平成22年4月から施行しており、これに基づき、全ての市政・まちづくりが進められています。

◆自治基本条例のイメージ



こちらは、自治基本条例の考え方を図で表しています。

熊本市を個性豊かで活力に満ちた社会にしていくために、市民と議会と行政が協力し、市政やまちづくりを進めていくというイメージの条例です。

(2) 自治基本条例の必要性

◆ 地方分権時代の到来

◆ 住民ニーズの多様化



◆ 行政だけでは対応できない時代の到来



◆ 市民活動の活発化

自治基本条例は、多くの自治体で制定されていますが、このような理由があります。

地方分権時代の到来で自分たちのまちは自分たちで作る時代となり、個性豊かなまちづくりの実現が可能になりました。

また、時代や社会情勢が変われば、住民の皆さんのニーズも多様になっています。

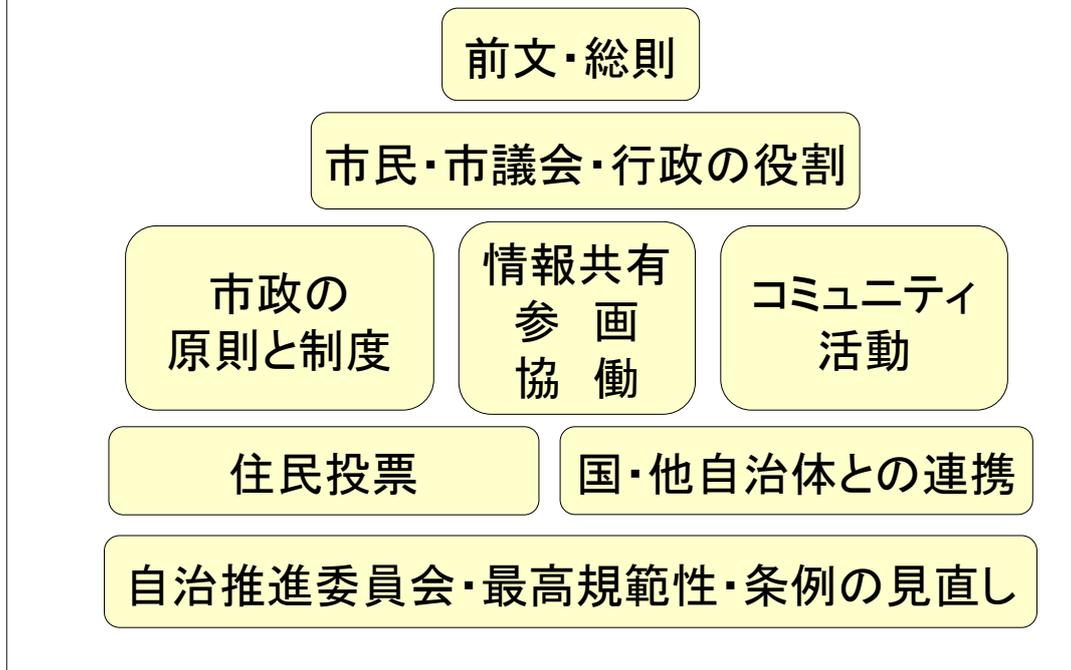
住民の皆さんのニーズは多様化するわけですが、行政は財源や人も限られており、全てのニーズにきめ細かくは対応できません。また、少子高齢化などの影響で、人口が減少し、税収も減って、既存の公共サービスも継続できなくなってきました。

一方で、市政やまちづくりについて、問題意識を持ち、自ら活動を始め方々が増えてきています。福祉や環境など、分野ごとに活動するNPO法人数も年々増加しています。

このような状況の変化の中で自治を進めるためには、今までのやり方では通用なくなり、新しいまちづくりを進めるためのルールが必要になりました。

そのルールが自治基本条例ということです。

自治基本条例の概要 全体像



では、自治基本条例の概要についてです。

熊本市の自治基本条例は、8つの大きな分類と、39の決め事で構成しています。

前文

この条例をつくる**意義**や**背景**などを定めています。

第1章 総則

この条例の**目的**や**自治運営の基本原則**などを定めています。



まず、前文と総則です。

前文には、この条例をつくる**意義**や**背景**を示しています。

第1章では、この条例が目指す**目的**や用語の定義、自治の基本理念などを定めています。

とくに、第4条の「**自治運営の基本原則**」で、自治運営は「**情報共有・参画・協働**」で行うことを基本原則として明らかにしています。

第2章 市民・市議会・行政の役割

「市民」「市議会」「行政」
三者それぞれの
役割を定めています。

続いて、第2章です。

ここでは、市民・議会・行政のそれぞれの役割について定めています。

市民の皆さんの権利や役割も定めていますので、委員の皆様にとっても関係が深い項目だと思います。

第3章 市政の原則及び制度

行政と市議会が行う活動(=市政)の原則と制度について定めています。

- ・市政の基本原則(第12条)
- ・総合的かつ計画的な市政(第13条)
- ・審議会等(第19条)
- ・公的オンブズマン(第23条)

など



第3章は、行政と市議会が行う市政の原則と制度について定めています。

総合計画、審議会等、意見等の取扱い、公的オンブズマンなどの項目を定めています。

多くは、既に取り組んでいたことを改めて条文に入れ込んだものですが、公的オンブズマン制度につきましては、別にオンブズマン条例を定め、市民の皆さんの苦情を処理する第三者機関として平成23年11月に設置いたしました。

第4章 情報共有・参画・協働

第4条で規定した、
「自治運営の基本原則」
(情報共有・参画・協働の原則)
の詳細について定めています。

続いて、第4章です。

総則の第4条に規定している「自治運営の基本原則(情報共有・参画・協働の原則)」の詳細について定めています。

ここは、本市の事例を交えながら説明したいと思います。

◆情報共有の事例①



市政情報プラザ



まちづくり交流室などで情報を共有



関係団体と行政の連絡会議



ボランティア情報など特定の
情報提供

まずは、情報共有です。

情報共有とは、文字どおり、市政・まちづくりについての情報をお互いに共有しあうことです。

例えば、行政では、市のホームページや市政だより、市庁舎やまちづくり交流室などにおいて、市政・まちづくり情報の提供を行っています。

それだけではなく、特定の情報や意見を交換する場もあります。

例えば、市民活動団体などの関係団体と行政の連絡会議、市民活動支援センター・あいぽーとでのボランティア情報などの提供など、それぞれ目的に沿った、情報共有が様々な場面で行われています。

このような行政との情報のやりとりだけではなく、地域での活動や市民活動をされる場面では、市民同士の情報共有もあるかと思っています。

この情報共有は、この後ご説明する参画・協働を進めていく上で、前提となるものです。

◆参画の事例①



地域コミュニティセンターの
ワークショップ



地域説明会

次に、参画です。

参画とは、「施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること」と規定しています。

左側の写真は、地域のコミュニティーセンターを作る際のワークショップの様子です。

利用者は、もちろん地域の方々なので、設計段階から地域の人が集まって、グループごとに話し合いをしながら、どんな地域コミュニティセンターがいいか決めています。

みんなで話しあいながら作ったコミュニティセンターは、愛着をもって運営し、使っていただいているところです。

また、右側の写真は、地域説明会の様子です。

市政やまちづくりの関することについて、地域に出向き、内容を説明します。

ここでは、地域の意見や反応を聞き、その後、施策への反映につなげていきます。

◆協働の事例①

地域ねこ活動



あんしん住み替え相談窓口



最後に協働です。

協働とは、「同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力すること」と定義しています。

右側の写真は、市民活動団体と動物愛護センターが協力して「地域ねこ活動」という活動を行っている様子です。

地域の野良ねことの共生のために、市民の理解を得ながら取り組んでいる事例です。

左側の写真は、「あんしん住み替え相談窓口」の様子です。

NPO法人と建築計画課が協力して行っています。

その分野に長けた**NPO**法人のノウハウを活かし、協力している事例です。

市民参画と協働の推進条例

自治基本条例第31条

参画と協働を拡充推進するための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。

市民参画と協働の推進条例

H23年4月施行

これらの参画や協働について拡充推進するために、第31条の規定により、「市民参画と協働の推進条例」を平成23年4月に定めました。

市民参画と協働の推進条例の改正

• 区ごとのまちづくりを推進するため 第21条を改正

(合意形成)

第21条 市民及び市長等は、それぞれの区の区域及び小学校区等の身近な地域並びに環境保全、福祉の増進等の特定の分野における課題の解決に向けて円滑な合意の形成ができるよう取り組むものとする。

2 市は、それぞれの区の区域における課題の解決に向けた合意の形成ができるよう、必要に応じ、協議の場を設けるものとする。

3 前項に規定するもののほか、市長等は、第1項に規定する合意の形成の過程において必要な支援に努めるものとする。

また、平成24年に政令指定都市に移行したことから、区ごとのまちづくりを推進するため、市民参画と協働の推進条例の第21条について改正し、区の課題についても解決に向けた合意の形成ができるように協議の場を設けるものとしており、この条文を根拠としまして、各区にまちづくり懇話会が設置されましたところで

す。

第5章 コミュニティ活動

コミュニティ活動とその支援について定めています。



※コミュニティ活動とは？

地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動(第2条)

続いては、第5章。コミュニティ活動です。

これまで、情報共有・参画・協働の事例を見てきましたが、これを支えているのが、市民の方々の活動です。

コミュニティ活動の定義を書いています。地域の団体だけでなく、共通の関心によってつながった多様な組織や団体が行う活動をコミュニティ活動としています。

◆コミュニティ活動の事例①



防犯パトロール



地域での防災訓練

このコミュニティ活動は、近年、高まりを見せています。

写真は、防犯パトロールや防災訓練など、地域の住民の方が主体的に行っている地域コミュニティ活動の事例です。

委員の皆様も、自治会、社協、民生委員、子ども会、婦人会など、様々な活動をされていることだと思います。

◆コミュニティ活動の事例②



みずあかり



あいぽーとでの活動

これは、市民公益活動の事例です。

地域にとらわれず、環境、福祉、観光、まちづくりなど様々な分野で活動されています。

主に、**NPO**法人や任意のボランティア団体などの活動がこれにあたります。

このような、コミュニティ活動が活発になるように、またその先の参画・協働のまちづくりがすすんでいくように、このような活動に対し、市は場の提供や情報の提供、資金支援など様々な支援を行っているところです。

第6章 住民投票

市民参画の手法のひとつである**住民投票制度**について定めています。

第7章 国、他の自治体等との連携

国、他の地方公共団体等との**連携**について定めています。



続いて、第6章に住民投票。第7章には、国、他の自治体等との連携を定めています。

第8章 自治推進委員会等

自治推進委員会や、この**条例の最高規範性、条例の見直し**について定めています。

第8章では、自治推進委員会や条例の最高規範性、条例の見直しについて定めています。

◆自治基本条例の見直し

自治基本条例第39条(条例の見直し)

- ①施行後、4年を超えない期間ごとに見直します。
- ②条例の見直しには市民参画の手続きを実施します。

自治基本条例見直し委員会

H25年12月設置

条例39条では、本市の自治基本条例が時代に即したものでなければならぬので、4年を超えない期間ごとに見直すことを明らかにしているところです。

また、その見直しにあたっては市民参画の手続きを実施することとしており、この規定に基づき、今回皆様には審議をお願いするところです。

以上、簡単ではございますが、自治基本条例の説明を終わらせていただきます。